

定款の抜すい

組合員必携

# 医療生協の組織ときまり



川崎医療生活協同組合

川崎市川崎区藤崎4-21-2

電話 044-270-5881

FAX 044-287-1570

## 「健康で長生きしたい」はみんなの願い 医療生協をもっと強く大きくしよう

「丈夫で長生きをしたい」「安心して暮したい」という要求は誰もがもっている切実な願いです。そしてこのことは「健康」というものがあってこそなりたつものです。

しかし、今日のようなきびしい経済社会のなかでは、ひとりでどんなにがんばっても限度があります。

医療生協は、このような「健康な生活をしたい」という組合員や市民、労働者の要求を実現するために、働く人々が出資金を出しあって、組合員が安心してかけられる病院や診療所・福祉施設をつくったり、予防や健康増進、福祉のための活動を行うためにつくられています。

このような活動をしていくうえで、すべての組合員が最低これだけは知っておきたい「医療生協の組織ときまり」について、ここにまとめました。

具体的には、川崎医療生協のもっとも基本的な規則である定款の主要部分について紹介することにします。是非、組合員のみなさんの日常活動に役立ててください。



### 定款のあらまし

定款とは、一般に法人や商社の規約のことですが、医療生活協同組合は消費生活協同組合法により認可された法人ですので、定款の基本原則は消費生活協同組合法に詳しく書かれています。

ところで、川崎医療生活協同組合（以下、川崎医療生協という）の定款は次のように8章84条から構成されています。

#### 第1章 総則 第1条～第5条

川崎医療生協の目的や事業内容などが書かれています。

#### 第2章 組合員及び出資金 第6条～第17条

組合員の資格、義務、出資金などが書かれています。

#### 第3章 役職員 第18条～第43条

理事や監事などの役員選挙や理事会の運営及び理事・監事の責任などが書かれています。

#### 第4章 総代会及び総会 第44条～第67条

総代会の運営の仕方などが書かれています。

## 第5章 事業の執行 第68条～第69条

医療や福祉の事業内容などについて書かれています。

## 第6章 会計 第70条～第79条

事業年度や財務処理、欠損金の補てんなどについて書かれています。

## 第7章 解散 第80条～第81条

生協の解散や合併について書かれています。

## 第8章 雑則 第82条～第84条

# 1. 医療生協の目的について

第1条 この組合は、協同互助の精神に基づき、組合員の保健医療並びに福祉の増進を図ることにより、健康で文化的経済的な生活の向上を図ることを目的とする。

日本には医療・福祉や健康にかかわる団体が数多くあります。糖尿病や公害病の患者会、各地の健康を守る会など、その多くは全国的な組織に発展しています。

しかし、これらの団体と医療生協のちがいは、医療生協が健康・福祉を守る活動と病院や診療所、訪問看護ステーション、福祉施設などを経営することを同時に行っていることです。

自分たちの医療機関をもち、医療従事者である職員と組合員が一緒になって病気をなくし、健康や福祉を守る活動をしているのは医療生協以外にありません。

現在、日本医療福祉生活協同組合連合会に加盟する医療生協が115ありますが、どこの生協においても、働く人々の協同の精神にもとづいて、民主的な地域医療づくりや健康で明るいまちづくりと生活向上のために大きな貢献をしています。



## 2. 医療生協の事業と活動について

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (2) 組合員に対する医療に関する事業
- (3) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの
- (4) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (5) 前各号の事業に附帯する事業

医療生協がとりくんでいる主な活動を整理すると次のようになります。

第1は、組合員一人ひとりの健康づくりと、まちぐるみ健康づくりを支援することです。地域や職場での健康チェック活動や、医療講演会や健康班会を開催したり、保健や予防の学習会を行ったりする活動です。

第2は、私たちが運営する事業所（病院・診療所・施設）でとりくむ日常的な診療や福祉活動です。安全・安心、親切で“心のかよった医療”をめざし、川崎協同病院では24時間救急対応、差額室料のない入院医療をめざしています。

第3は、もっと安心して医療や介護が受けられるように、社会保障制度を充実させるとりくみです。また、平和をまもり、日本国憲法をくらしに活かすとりくみも大事です。

第4は、私たちの病院・診療所・施設の拡充や改築をするために、医療生協を支える組合員や出資金を増やしていく活動です。



## 3. 組合員の資格と出資金について

第6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合員となることができる。

- 2 この組合の区域内に勤務地を有する者で、この組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

定款区域は川崎市、横浜市、横須賀市、相模原市、藤沢市、鎌倉市となっています。川崎医療生協に加入できる方は、これら6つの市に住所のある人、または勤務している人で、医療生協の病院や診療所、施設を利用できる人と決められています。

医療生協に加入するためには、出資金（1口500円）を添えて、「加入申込書」を提出します。出資金はいわば医療生協の基本財産で、経営と活動を維持していくための、会社でいう資本金にあたるものです。出資は、組合員の経営参加の証しであり、出資金は病院、診療所などの建設や増改築、医療機器を購入するために使われています。

出資金の額は1口500円以上なら何口でも良いのですが、いま川崎医療生協では新規にご加入いただく場合には、6口3,000円以上をお願いしています。全国の医療生協では、出資金1人当たり平均5万円をめざして運動しており、そのため毎年増資の呼びかけも行っています。



#### 4. 届出の義務について

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名もしくは住所を変更したときはすみやかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

組合員の方は住所が変わったり、結婚して氏名が変わったりした時などは、できるだけ早く届け出をしなくてはならないことになっています。

また、定款により組合員と同一世帯にいる人も、組合員の扱いを受けられることになっています。組合員には、特典（健康診断、自費料金の割引き）がありますので、ご家族の変更についても届け出をしてください。「組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす」と第68条に明記されており、健康診断を受ける時やその他の点で便利です。

## 5. 脱退（自由脱退と法定脱退）について

第10条 組合員は事業年度の末日90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

第11条 組合員は次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

組合員は医療生協に加入することとともに、脱退することも自由にできます。

脱退には、自由脱退と定款区域外への転居、死亡などの法定脱退の2つがあります。特に第10条の自由脱退の場合には、事業年度の末日の90日前まで、つまり毎年12月末日までに予告する必要があります。手続きされた方は、当該年度の終わり（すなわち3月末日）に脱退するという手続きになっていますので注意してください。

## 6. 出資金の増口および減口について

第16条 組合員はこの組合の定める方法により、その出資金口数を増加することができる。

第17条 組合員はやむを得ない事由があるときは事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2. 組合員はその出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
3. 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払いもどしをこの組合に請求することができる。

3頁の「組合員の資格と出資金について」のところでも述べましたが、組合員になっている人は、出資金を何口でも増やすことができます。ただし、ひとりの組合員が払込みできる出資金の額は、医療生協全体の出資金総額の4分の1までに制限されています。これは、すべての組合員がみんな平等であるという原則を守るためでもあります。

又、やむをえず出資金を減口しようとするときは、毎年12月末までに予告し、当該年度末、すなわち3月末日に減口額を受けることになっていますのでご注意ください。

## 7. 医療生協の役員について

第18条 この組合に次の役員をおく。

- (1) 理事35人以上40人以内。
- (2) 監事3人以上5人以内。

医療生協には理事と監事の役員がおかれています。

この理事と監事は総代会で選出され、任期は2年間です。川崎医療生協の場合、理事の定数は35人～40人、監事3人～5人の範囲と決められています。理事は全員で理事会を構成し、組合を代表する代表理事を選定するとともに、理事長や専務理事、常務理事を互選するのをはじめ、医療生協の執行機関として総代会で決めた方針にもとづいて、経営や業務の執行など重要な事項を審議し推進します。

また、監事は年2回以上、医療生協の財産や経営、理事の業務執行の状況等について監査し、その結果を総代会に報告します。



## 8. 総代の選出

第45条 総代の定数は200人以上250人以内において、総代会選挙規約で定める。

第46条 総代は総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

第49条 総代の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

2. 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3. 総代は任期満了後であっても、後任者の就任するまでの間はその職務を行うものとする。

総代はいわば組合員の代表です。通常総代会や臨時総代会に出席して、医療生協の事業や活動の全般にわたって意見を述べ、重要事項の決定に参加します。川崎医療生協の総代定数は200人以上250人以内と決められています。

総代の選挙は、この定款の規定をうけてつくられた「総代選挙規約」にもとづいて行われます。各選挙区ごとに選挙管理人を決め、本人からの立候補、あるいは支部の推薦をうけて支部総会で選挙を行います。いずれにせよ医療生協の民主的運営がためされるひとつの場です。

## 9. 総代会について

第44条 この組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。

第58条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2. 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。

この場合には前項の規定は適用しない。

医療生協の組合員が1,000人以上いるところでは、総会に代わって総代会を設けることができるようになっていきます。

総代会は医療生協の最高決議機関であり、毎年1回、当該事業年度の終了の日から3ヵ月以内に開催する通常総代会と、臨時総代会の2つがあります。

通常総代会では、1年間の活動や事業についての報告、新年度の活動方針と事業計画を決め、役員選挙、定款の変更などを行います。

臨時総代会は、年度の途中で重大な方針上の変更が必要になったり、事業計画の大幅な変更がおこったりするときに開催します。

総代会が成立するためには、総代の半数の出席が必要です。また、総代の議決権および選挙権は、出資口数の多少にかかわらず同じになっています。



## 10. 事業所一覧

診療科目や受付時間は各事業所にお問い合わせください。

### 【病 院】

- ▶川崎協同病院／一般病棟 267床  
川崎区桜本 2-1-5  
電話 044-299-4781

### 【身近なまちの診療所】

- ▶協同ふじさきクリニック  
川崎区藤崎 4-21-2  
電話 044-270-5131
- ▶京町診療所  
川崎区京町 2-15-6  
電話 044-333-9516
- ▶大師診療所  
川崎区大師町 6-8  
電話 044-266-5744
- ▶川崎セツルメント診療所  
幸区古市場 2-67  
電話 044-544-1601
- ▶久地診療所  
高津区久地 4-19-8  
電話 044-811-7771
- ▶坂戸診療所  
高津区坂戸 1-6-18  
電話 044-822-2710
- ▶あさお診療所  
麻生区上麻生 2-1-10  
電話 044-951-3940

### 【口から健康 歯科診療所】

- ▶生協歯科クリニック  
川崎区桜本 2-1-22  
電話 044-277-4618

### 【介護老人保健施設】

- ▶介護老人保健施設 樹の丘  
高津区久地 4-19-1  
電話 044-820-0350

### 【本 部】

- ▶生協本部  
電話 044-270-5881
- ▶生協本部・組織部  
電話 044-266-7532
- ▶健診・保健指導業務事務センター  
電話 050-5520-4613

### 【介護事業所】

- ▶なかはら看護小規模多機能ホーム  
中原区上平間1264 メディホープなかはらビル  
電話 044-276-8708
- ▶おおしま訪問看護ステーション  
川崎区大島 3-21-15 クラルテ市川 1 F  
電話 044-211-0200
- ▶なかはら訪問看護ステーション  
中原区上平間1264 メディホープなかはらビル  
電話 044-520-3381
- ▶たま訪問看護ステーション  
高津区久地 4-23-1 くじらビル 3 R  
電話 044-850-2766
- ▶おおしまヘルパーステーション・虹  
川崎区大島 3-21-15 クラルテ市川 1 F  
電話 044-230-5011
- ▶たまヘルパーステーション・虹  
高津区久地 4-23-1 くじらビル 2 R  
電話 044-850-8482
- ▶だいしヘルパーステーション・虹  
川崎区大師町11-3 シティハイム大師203  
電話 044-280-7165
- ▶藤崎地域包括支援センター  
川崎区藤崎 4-20-1 矢口ビル 1 F  
電話 044-270-3215
- ▶京町地域包括支援センター  
川崎区京町 2-15-6 神和ビル  
電話 044-333-7920
- ▶樹の丘地域包括支援センター  
高津区久地 4-19-1  
電話 044-820-8401
- ▶溝のロケアプランセンター  
高津区久地 4-23-1 くじらビル 2 R  
電話 044-850-8481
- ▶なかはらケアプランセンター  
中原区上平間1264 メディホープなかはらビル  
電話 044-544-9666
- ▶おおしまケアプランセンター  
川崎区大島 3-21-15 クラルテ市川  
電話 044-200-0571
- ▶デイサービス・みやび  
中原区上平間1264 メディホープなかはらビル  
電話 044-544-1621
- ▶デイサービス・きょうまち  
川崎区京町 2-16-3 エステ・スクエア川崎京町105号  
電話 044-280-7402

## 11. 生協に提供して頂く個人情報の管理と保護について

### ●医療生協加入時に提供して頂く個人情報の利用について

この度は川崎医療生活協同組合にご加入していただきありがとうございます。記入していただいた“個人情報”につきましては法令に基づき、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- (1) 組合員の出資金管理、組合員台帳管理（加入・増資・減資・脱退等の諸手続き等）のため
- (2) 医療・介護・保健サービスの提供など、定款に定められた事業の運営に関する意見や苦情、要望の集約と対応のため
- (3) 生協の諸事業及び諸活動に関する協力をお願いするため
- (4) 生協が実施する事業やサービスに関する組合員への案内や組合員の諸活動の紹介（ニュース、機関紙等の届け等）のため
- (5) 生協の催し物、総代会等の運営にかかわる案内と報告のため

なお、ご本人の同意がある場合や法令にもとづく場合等以外は、第三者に個人情報を提供することはありません。

### ●同居家族欄のご記入について

川崎医療生協へのご加入は世帯単位が基本ですが、ご家族の登録を希望されない場合は家族欄への記入の必要はありません。但し、その場合医療生協の提供するサービスを受けられない場合があります。



## ●お問い合わせ窓口

お預かりした個人情報、ご本人の開示申請に基づき、いつでも開示いたします。また訂正、追加、変更や苦情、利用停止などもお受けしております。下記の連絡先または最寄りの病院・診療所等にお気軽にお申し出ください。

《お問い合わせ先》

個人情報管理責任者 理事長 桑島 政臣

個人情報相談係 ◆川崎医療生協本部

TEL. 044-270-5881 FAX. 044-287-1570

◆Eメールアドレス

h.sato@kawaikyo.or.jp

## ●川崎医療生協の個人情報保護のための基本方針

川崎医療生協は、住民のみなさまの出資と参加によってつくる、生協法に基づいた住民の自治組織です。一人ひとりの組合員の「健康でありたい」という願いを、組合員の協力の実現をめざし、一人ひとりの『個人』を大切にいたします。

- 1、医療生協に加入時、または、加入後にご提供いただく個人情報については、予め利用目的をお知らせし、同意の上で生協の事業及び運動に必要な範囲でお預りさせていただきます。
- 2、医療生協は個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩を防止するために、安全で正確な管理に努めます。
- 3、医療生協の事業運営に係る業務の一部を外部の業者に委託する場合には、信頼のおける業者を選択すると同時に、個人情報が不適切に扱われないよう契約を交わします。
- 4、医療生協は、健康及び生命を守るために、組合員の個人情報を第三者に提供することが求められる場合であっても、その必要性を吟味し、個人情報を保護するように努めます。
- 5、川崎医療生協は本方針をすべての職員に周知するとともに、常に内容の見直しを行い、断続的な改善を図ります。

2005年4月1日

川崎医療生活協同組合 理事長 桑島 政臣

---

---

# 医療福祉生協の いのちの章典

---

---

2013年6月7日  
日本医療福祉生活協同組合連合会  
第3回通常総会にて確定

## はじめに .....

日本生活協同組合連合会医療部会は「医療生協の患者の権利章典」「医療生協の介護」を策定し、事業と運動の質を高めてきました。これらの活動を引き継ぎ、2010年日本医療福祉生活協同組合連合会（医療福祉生協連）が発足しました。

医療福祉生協は、いのちとくらしを守り健康をはぐくむ事業と運動を大きく広げるため、これらの成果を踏まえ、医療福祉生協連の設立趣意書の内容を基本にして「医療福祉生協のいのちの章典」（いのちの章典）を策定します。

「いのちの章典」は、憲法をもとに人権が尊重される社会と社会保障の充実をめざす、私たちの権利と責任を明らかにしたものです。

## 医療福祉生協とは .....

医療福祉生協は、地域のひとびとが、それぞれの健康と生活にかかわる問題を持ちよる消費生活協同組合法にもとづく自治的組織です。医療機関・介護事業所などを所有・運営し、ともに組合員として生協を担う住民と職員の協同によって、問題を解決するための事業と運動を行います。

## 医療福祉生協が大切にしている価値と健康観 .....

私たちは、近代市民社会の大原則であり、日本国憲法の基本理念である主権在民の立場にたちます。私たちは、憲法13条の幸福追求権や9条の平和主義、25条の生存権を実現するため、主権在民の健康分野の具体化である健康の自己主権を確立します。

私たちが大切にしている健康観は「昨日よりも今日が、さらに明日がより一層意欲的に生きられる。そうしたことを可能にするため、自分を変え、社会に働きかける。みんなが協力し合って楽しく明るく積極的に生きる」というものです。

私たちは、この価値と健康観にもとづき、医療・介護・健康づくりの事業と運動をすすめ、地域まるごと健康づくりをめざします。

## いのちとくらしを守り健康をはぐくむための権利と責任……………

ともに組合員として生協を担う私たち地域住民と職員には、いのちとくらしを守り健康をはぐくむために、以下の権利と責任があります。

### 〈自己決定に関する権利〉

私たちは、知る権利、学習権をもとに自己決定を行います。

### 〈自己情報コントロールに関する権利〉

私たちは、個人情報保護されると同時に、本人の同意のもとに適切に利用することができるようにします。

### 〈安全・安心な医療・介護に関する権利〉

私たちは、安全・安心を最優先にし、そのための配慮やしきみづくりを行います。

### 〈アクセスに関する権利〉

私たちは、必要な時に十分な医療・介護のサービスを受けられるように社会保障制度を改善し、健康にくらすことのできるまちづくりを行います。

### 〈参加と協同〉

私たちは、主体的にいのちとくらしを守り健康をはぐくむ活動に参加し、協同を強めてこれらの権利を発展させます。

# 民医連綱領

私たち民医連は、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です。

戦後の荒廃のなか、無産者診療所の歴史を受けつぎ、医療従事者と労働者・農民・地域の人びとが、各地で「民主診療所」をつくりました。そして1953年、「働くひとびとの医療機関」として全日本民主医療機関連合会を結成しました。

私たちは、いのちの平等を掲げ、地域住民の切実な要求に応える医療を実践し、介護と福祉の事業へ活動を広げてきました。患者の立場に立った親切でよい医療をすすめ、生活と労働から疾病をとらえ、いのちや健康にかかわるその時代の社会問題にとりこんできました。また、共同組織と共に生活向上と社会保障の拡充、平和と民主主義の実現のために運動してきました。

私たちは、営利を目的とせず、事業所の集団所有を確立し、民主的運営をめざして活動しています。

日本国憲法は、国民主権と平和的生存権を謳い、基本的人権を人類の多年にわたる自由獲得の成果であり永久に侵すことのできない普遍的権利と定めています。

私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします。

- 一、人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守ります
- 一、地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などとの連携を強め、安心して住み続けられるまちづくりをすすめます
- 一、学問の自由を尊重し、学術・文化の発展に努め、地域と共に歩む人間性豊かな専門職を育成します
- 一、科学的で民主的な管理と運営を貫き、事業所を守り、医療、介護・福祉従事者の生活の向上と権利の確立をめざします。
- 一、国と企業の責任を明確にし、権利としての社会保障の実現のためにたたかいます
- 一、人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守ります

私たちは、この目標を実現するために、多くの個人・団体と手を結び、国際交流をはかり、共同組織と力をあわせて活動します。

2010年2月27日

全日本民主医療機関連合会 第39回定期総会

1979年10月18日 発行	2009年 2月 1日 第7版発行
1984年 8月20日 第2版発行	2009年10月 1日 第7版発行
1992年 7月25日 第3版発行	2011年 3月22日 改訂版発行
1999年12月 1日 第4版発行	2013年 9月 1日 改訂版発行
2001年 7月25日 第5版発行	2016年 1月31日 改訂版発行
2005年 5月10日 第6版発行	2017年12月10日 改訂版発行
2008年 7月 2日 第7版発行	

## 医療生協の組織ときまり — 定款の抜すい —

発行 川崎医療生活協同組合  
川崎市川崎区藤崎4-21-2  
電話 044-270-5881  
FAX 044-287-1570  
印刷 株式会社 F R E E